

【後期高齢者医療制度】 保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成22年度及び平成23年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額

43,990円（被保険者全員が等しく負担）

所得割率

8.03%（被保険者が所得に応じて負担）

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額50万円です。

保険料 = 被保険者均等割額 43,990円 + {(総所得金額 - 33万円) × 所得割率 8.03%}

●保険料の軽減…所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下	8.5割
被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないとき	9割
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下	5割
33万円+(35万円×被保険者数)以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 ☎ 77-3614 由岐支所住民室 ☎ 78-2212

美波町地域情報化基盤整備事業について

◎郡内無料電話について

- 電話が掛かってくるが、相手に掛けられない場合
電話機頭部『回線種別』が『トーン』になっているかご確認ください。必ず『トーン』にスイッチを合わせてください。
- 電話機をコードレスにしたい
告知端末と一緒に設置させていただいた電話機以外でも、市販の電話機に交換して利用できます。
※交換する場合は各自で行ってください。
※ビジネスフォン・ホームテレフォンなど一部利用できない機種があります。
※ナンバーディスプレイなど一部利用できない機能があります。

◎地上デジタルテレビ放送をご覧になるには

美波町を含む海部郡内では、光ファイバー網の整備を行い、ケーブルテレビ徳島へご加入していただくことで地上デジタル放送への移行を進めています。
ケーブルテレビへのご加入には、『テレビトクシマ加入申込書』が必要ですので、ご注意ください。
なお、3月31日までにお申し込みいただくと、初期費用が割引されます！

◎事業所や集合住宅の加入について

事業所や集合住宅についても、告知端末の設置及びケーブルテレビ・光インターネットの受付を行っています。申込用紙は役場にありますので、ご加入へのお問い合わせは役場総務企画課までご相談ください。

【お問い合わせ先】 役場総務企画課 TEL 77-3616